

# いきいき高齢者プランまいばらを策定しました

## 第6期介護保険事業計画・高齢者福祉計画



平成37年には、団塊の世代が75歳以上（後期高齢者）となり、全国的に高齢化率は30パーセントを超える見込みです。また、高齢者単身世帯、高齢者夫婦のみの世帯、要介護等認定者、認知症高齢者も増加すると見込まれています。

市では、前回の計画で定めた地域包括ケアシステムをさらに推進し、介護保険事業および高齢者保健福祉施策の基本的考え方や目指すべき取組等を明らかにすることを目的に「いきいき高齢者プランまいばら第6期介護保険事業計画・高齢者福祉計画」を策定しました。

計画の期間は平成27年度から平成29年度までの3年間です。

### 基本理念

住み慣れた地域でみんながつながり支え合い  
自分らしくいきいきと安心して  
暮らし続けられる希望のまちづくり

### 基本目標

- 1 高齢者がいつまでも元気で長生きできる
- 2 みんながつながり地域で支え合うことができる
- 3 多職種多機関が連携し、さまざまな方面から支援ができる
- 4 認知症になっても地域で安心して生活ができる
- 5 その地域、その人に合った質の高いサービスが提供できる

※詳細は、6月に65歳以上の人へ郵送する概要版でお知らせします。

### 平成27年度から介護保険料を改定します

65歳以上のみなさんの保険料は、介護保険制度の改正や介護給付費の見込みにより3年ごとに見直すことになっています。

新段階	比率	対象者	月額保険料 ( )内は年額
第1段階	基準額×0.45	次の①または②の人 ①生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税 ②世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	平成27・28年度 2,660円(31,920円) 平成29年度 1,770円(21,240円)
第2段階	基準額×0.75	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人	平成27・28年度 4,430円(53,160円) 平成29年度 2,950円(35,400円)
第3段階	基準額×0.75	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	平成27・28年度 4,430円(53,160円) 平成29年度 4,130円(49,560円)
第4段階	基準額×0.9	世帯の中に住民税課税の人がいるが、本人は住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	5,310円 (63,720円)
第5段階	基準額	世帯の中に住民税課税の人がいるが、本人は住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	5,900円 (70,800円)
第6段階	基準額×1.2	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	7,080円 (84,960円)
第7段階	基準額×1.3	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の人	7,670円 (92,040円)
第8段階	基準額×1.5	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上240万円未満の人	8,850円 (106,200円)
第9段階	基準額×1.6	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が240万円以上290万円未満の人	9,440円 (113,280円)
第10段階	基準額×1.7	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上500万円未満の人	10,030円 (120,360円)
第11段階	基準額×1.8	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上の人	10,620円 (127,440円)

※平成29年度から第1段階、第2段階、第3段階は軽減措置を行う予定です。

お問い合わせ 健康福祉部 高齢福祉介護課（山東庁舎） ☎ 55-8103 📠 55-8130